

## 名市大生 スタート支援奨学金

経済的理由により修学に困難がある学生を支援するため、平成30年度から給付型奨学金制度「名市大生スタート支援奨学金」を開始しました。

この奨学金は、寄附金(名市大生みらい応援基金)を財源としており、多くの方の支えによって成り立っています。この奨学金により、一人でも多くの方の学生生活が向上するよう支援します。

1 対象者	本学に在学する学部1年生(令和8(2026)年度入学者)のうち、住民税非課税世帯に属する者  ・住民税非課税世帯とは、 <b>生計維持者(父母又は父母に代わって家計を支える者)</b> の令和7(2025)年度の住民税が非課税(市町村民税所得割額が0円以上100円未満)である世帯をいいます。 ・日本学生支援機構給付奨学金の第I区分・第I区分(多子世帯)に該当する場合は住民税非課税世帯とみなします。 ・留学生(在留資格が「留学」である者)、生計維持者が海外に在住しており日本国内に住民票がなく非課税となっている方は対象外です。
2 支給額	1人あたり6万円
3 支給方法	本人名義の口座に振込(5月中旬以降を予定)
4 申請期間	令和8年4月1日(水)～5月8日(金) 窓口受付時間 8時45分～17時15分
5 申請書類	<b>①申請書</b> <b>②口座振込依頼書(必ず学生本人名義の口座を登録する)</b> ▶ 振込先口座の通帳等コピー(金融機関名・支店名・口座番号記載のページ)を添付 <b>③住民票の写し(生計維持者 ※ の全員分)</b> ▶ 3ヵ月以内に発行された最新のもので「続柄」の記載があるもの(本籍・マイナンバー・住民票コードが記載されたものは不可) ▶ 「世帯全員分」の住民票にすべての生計維持者の記載があれば1通で可 ※「生計維持者」とは、父及び母をいう。死別・離別などの場合は父又は母、父母ともにいない場合は新生本人、主として他の人の収入により生計を維持している場合はその人をいう。 <b>④生計維持者の令和7(2025)年度「住民税(非)課税証明書」</b> ▶ 申請日現在で入手可能な最新のもの(3ヵ月以内に発行されたもの) ▶ <u>税額及び扶養人数の記載があるもの</u> <u>税額・扶養人数の表示が****となっているものやマイナンバーの記載があるものは不可</u> <b>⑤生計維持者(父・母)の一方がいないことを証明する公的書類</b> ▶ ③④について父・母ともに提出する場合は不要 ▶ 戸籍謄本(抄本)、離婚調停中の証明書、DV被害者の支援措置等の証明書など  ①②の様式は、本学WEBサイトから入手してください。 <a href="https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/kyufu/">https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/kyufu/</a>  ※入学前に日本学生支援機構の給付奨学生[支援区分:第I区分又は第I区分(多子世帯)]への採用(予約採用)が決定し、授業料等減免の手続きのため「採用候補者決定通知」を大学に提出する場合は③-⑤の書類は提出不要です。
6 申請窓口	学生課(学生支援担当) 平日8時45分～17時15分(土日・祝日除く) 本人が窓口持参又は郵送(期限必着。レターパックライト・簡易書留等の追跡可能な方法)で提出してください。



本奨学金の対象となる方は、日本学生支援機構の給付奨学金(返済義務のない奨学金)の支給要件に該当する場合があります。高校在学中に採用が決定する「予約採用」以外にも、大学入学後、4月から5月中旬にかけて「在学採用」の募集がありますので、ぜひお申し込みください。

【申込先・問合せ先】 学生課(学生支援担当) <滝子キャンパス3号館1階>

TEL:052-872-5042 Email:scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp